

字治市宇治琵琶33 発行 字 治 市 政 策 経 営 部 行 政 経 営 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (制南山城複写センター

自 次

	規	則
		う関係規則の整理に関する規則 (人事課) … 2
	宇治市事務分掌規則	(> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
		(人事課) … 2
	宇治市職員休暇規則	
•••••	•••••	(人事課) … 3
	告	示
		う関係告示の整理に関する告示 (人事課) … 3
○告示第80号		の求め等に係る電子計算機の設置
等関連事務の多	委任の開始日	······(I T推進課) ··· 4
○告示第81号	市道路線の区域の変	更(建設総務課) … 4
○告示第82号	市道路線の供用の開	始······(建設総務課) ··· 4
○告示第83号	「地縁による団体」の	告示事項の変更
		(文化自治振興課)…4
	訓令	甲
○訓令甲第2号		甲 う関係訓令の整備に関する訓令
	行政組織の変更に伴	·
	行政組織の変更に伴	う関係訓令の整備に関する訓令
	行政組織の変更に伴	う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4
	行政組織の変更に伴	う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4
○公告第34号	行政組織の変更に伴 公 雨水貯留施設(伊勢	う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4 告
○公告第34号	行政組織の変更に伴 公 雨水貯留施設 (伊勢 (総合評価競争入札 ()	う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課)… 4 告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○公告第34号一般競争入札○公告第35号	行政組織の変更に伴 公 雨水貯留施設(伊勢 (総合評価競争入札() 小倉1号系統(その	う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4 告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○公告第34号一般競争入札○公告第35号一般競争入札・	行政組織の変更に伴 公 雨水貯留施設 (伊勢 (総合評価競争入札 (小倉1号系統 (その	う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4 告 学校) 整備工事に係る条件付 簡易型))(契約課) … 6 (3) 排水路整備工事に係る条件付
○公告第34号一般競争入札○公告第35号一般競争入札・○公告第36号	行政組織の変更に伴 公 雨水貯留施設(伊勢 (総合評価競争入札(小倉1号系統(その 開関連面整備(羽荘	ウ関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4 告 ・田小学校) 整備工事に係る条件付 簡易型)) … (契約課) … 6 ・3) 排水路整備工事に係る条件付 ・(契約課) … 10
○公告第34号一般競争入札○公告第35号一般競争入札・○公告第36号	行政組織の変更に伴	う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4 告 田小学校) 整備工事に係る条件付 簡易型)) … (契約課) … 6 3) 排水路整備工事に係る条件付 (契約課) …10 日子その11) 管渠建設工事に係る
○公告第34号一般競争入札○公告第35号一般競争入札・○公告第36号条件付一般競≤○公告第37号	行政組織の変更に伴	う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4 告 田小学校) 整備工事に係る条件付 簡易型)) … (契約課) … 6 (3) 排水路整備工事に係る条件付 … (契約課) …10 日子その11) 管渠建設工事に係る (契約課) …12
○公告第34号一般競争入札○公告第35号一般競争入札・○公告第36号条件付一般競≤○公告第37号	行政組織の変更に伴	 う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) … 4 告 ・田小学校)整備工事に係る条件付 簡易型)) … (契約課) … 6 ・3)排水路整備工事に係る条件付 (契約課) …10 ・子その11)管渠建設工事に係る (契約課) …12 ・神その2ほか)管渠建設工事に係
○公告第34号一般競争入札○公告第35号一般競争入札・○公告第36号条件付一般競≤○公告第37号	行政組織の変更に伴	ウ関係訓令の整備に関する訓令
○公告第34号一般競争入札○公告第35号一般競争入札・○公告第36号条件付一般競○公告第37号る条件付一般競	行政組織の変更に伴	う関係訓令の整備に関する訓令

○公告第11号 農業	委員会定	例総会	会の招	集·····	••••••	•••••	•••••	17
	公	営	企	業				
○告示第8号 公印の記	調製及び	廃止…	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	17

業委員会

*********規***********則********

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公 布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第12号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則 (宇治市財務規則の一部改正)

第1条 宇治市財務規則 (昭和44年宇治市規則第1号) の一部を 次のように改正する。

別表第8中「こども福祉課長」を「こども福祉課長 に、

を「

保健推進課長 |

健康生きがい課長 保健推進課長

に改める。 健康生きがい課長

(字治市文書等管理規則の一部改正)

第2条 宇治市文書等管理規則(平成10年宇治市規則第6号)の 一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第11号」を「第2条第10号」に改 める。

(宇治市総合計画に関する規則の一部改正)

第3条 宇治市総合計画に関する規則 (平成10年宇治市規則第2 8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「保育支援課長」を「保育支援課長 保健推進課長 」に、「保健推進課長 介護保険課長」を「介護保険課長」に改

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。 平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第13号

宇治市事務分堂規則の一部を改正する規則 宇治市事務分掌規則 (昭和58年宇治市規則第7号) の一部を次 のように改正する。

別表第1中

健康長	健康生きが	健康づくり係 生きがい振興
寿部	い課	係 地域包括ケア・介護予防
		推進係
	保健推進課	健康企画係 発達支援係 親
		子健康係

を Γ

> 保健推進課 健康企画係 発達支援係 親 子健康係 健康長 健康生きが 健康づくり係 生きがい振興 寿部 い課 係 地域包括ケア・介護予防 推進係

に、「国保料収納係」を「国保料収納係 国保保健事業係」に改め

別表第2福祉こども部の部こども福祉課子育て企画係の項中第2 号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ず つ繰り上げ、同項第12号中「児童家庭相談」を「こども家庭相談 」に改め、同号を同項第11号とし、同部こども福祉課児童給付係 の項第8号中「の補助金」を削り、同項第9号を削り、同部保育支 援課計画係の項第4号を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号 の次に次の1号を加える。

(3) 幼保連携型認定こども園に関すること。

別表第2福祉こども部の部中

(2) 保育料に関すること。 (3) 運営費等に関すること。 (4) 保育所等関係諸団体に関すること。

-	
	(2) 支給認定に関すること。
	(3) 保育料に関すること。
	(4) 民間保育所等の運営費及び施設型給付
	費に関すること。
	(5) 保育所等関係諸団体に関すること。
保健推 健康企	(1) 妊婦健康診査に関すること。
進課 画係	② 母子健康手帳の交付に関すること。
	(3) 不妊治療給付事業助成制度に関するこ
	ے ج
	(4) 木熟児養育医療の給付等に係る申請を
	審査し、及び給付等を決定すること。
	⑸ 乳幼児の予防接種に関すること。
	(6) 課の庶務に関すること。
発達支	(1) 発達支援に関すること。
援係	(2) 障害児等通園事業に関すること。

(3) 新生児、未熟児その他の乳幼児、妊産

婦等の訪問に関すること。 親子健 (1) 乳幼児健康診査に関すること。

(2) パパママスタート事業に関すること。 康係 各係共 (2) 母子保健に関すること。 诵

(1) 保健衛生思想の普及に関すること。

(3) 医療機関、保健所、関係団体等との連 絡に関すること。

に改め、同表健康長寿部の部健康生きがい課健康づくり係の項中第 7号を第16号とし、第6号を削り、第5号を第15号とし、第4 号を第8号とし、同号の次に次の6号を加える。

- (9) 休日急病診療所に関すること。
- (10) 健やかセンターの管理及び運営に関すること。
- (11) 歯科サービスセンターに関すること。
- (12) 病院群輪番制病院運営事業に関すること。
- (13) 献血に関すること。
- (4) 感染症及び食中毒に関すること。

別表第2健康長寿部の部健康生きがい課健康づくり係の項中第3 号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 保健対策に係る総合計画に関すること。
- (4) 保健対策に係る連絡調整に関すること。
- (5) 食育の推進に関すること。
- (6) 健康づくりの推進に関すること、

別表第2健康長寿部の部中

(10) 健康増進法に基づく機能訓練及び訪問 指導に関すること。 保健推 健康企 (1) 保健対策に係る総合計画に関すること 進課 画係 (2) 保健対策に係る連絡調整に関すること (3) 妊婦健康診査に関すること。 (4) 母子健康手帳の交付に関すること。 (5) 健康づくりの推進に関すること。 (6) 不妊治療給付事業助成制度に関するこ ی ځ (7) 食育の推進に関すること。 (8) 休日急病診療所に関すること。 (9) 健やかセンターの管理及び運営に関す ること。 (10) 歯科サービスセンターに関すること。 (11) 病院群輪番制病院運営事業に関するこ と。 (12) 献血に関すること。 (13) 感染症及び食中毒に関すること。 (14) 未熟児養育医療の給付等に係る申請を 審査し、及び給付等を決定すること。 (15) 乳幼児の予防接種に関すること。 (16) 課の庶務に関すること。 (1) 発達支援に関すること。 登達支 (2) 障害児等通園事業に関すること。 援係 (3) 新生児、未熟児その他の乳幼児、妊産 婦等の訪問に関すること。 (1) 乳幼児健康診査に関すること。 親子健 (2) パパママスタート事業に関すること。 康係 各係共 (1) 保健衛生思想の普及に関すること。 (2) 母子保健に関すること。 诵 (3) 医療関係、保健所、関係団体等との連 絡に関すること。 お Γ (10) 健康増進法に基づく訪問指導に関する こと。 に改め、同部国民健康保険課国保管理係の項中第5号及び第6号を 削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰 り上げ、同部中 (5) 納付思想の普及及び宣伝に関すること お (5) 納付思想の普及及び宣伝に関すること 国保保 (1) 保健事業に関すること。 健事業 (2) 特定健診・特定保健指導事業に関する

を削り、第11号を第10号とし、第12号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。 平成29年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第32号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則(昭和26年宇治市規則第17号)の一部を 次のように改正する。

附則第2項中「平成28年」を「平成29年」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(掲示済)

宇治市告示第35号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示

(宇治市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部改正)

第1条 宇治市予防接種健康被害調査委員会設置要綱(昭和53年 宇治市告示第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、健康長寿部健康生きがい課及び保健推進課」を「 、福祉こども部保健推進課及び健康長寿部健康生きがい課」に改 める。

(宇治市文書区分等に関する要綱の 部改工)

第2条 宇治市文書区分等に関する要綱 (平成10年宇治市告示第 56号)の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号ア(オ)中

宇治市立善法保育所 4100680 福善保

を

 宇治市立善法保育所
 4 1 0 0 6 8 0
 福善保

 保健推進課
 4 1 0 0 8 0 0
 福推

に改め、同号ア(カ)中

 保健推進課
 4500200
 健推

 介護保険課
 4500300
 健介

を 「

介護保険課	4 5 0 0 3 0 0	健介

に改める。

(宇治市早期療育ネットワーク会議設置規程の一部改正)

に改め、同表都市整備部の部建築指導課建築審査係の項中第10号 | 第3条 宇治市早期療育ネットワーク会議設置規程(平成12年宇

治市告示第114号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、健康長寿部保健推進課」を「、福祉こども部保健 推進課」に改める。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市告示第80号

特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連 事務の委任の開始日について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第49条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年7月7日

宇治市長 山本 正

地方公共団体情報システム機構に特定個人情報の提供の求め等に 係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした日 平成 29年6月27日

宇治市告示第81号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間

平成29年7月7日から14日間

平成29年7月7日

宇治市長 山本 正

路線名	区間	前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
宇治18	宇治壱番42番地の2 宇冶壱番42番地	前	4.5	5. 0	
8号線	宇治壱番42番地の2 宇治壱番42番地	後	6. 0	5. 0	
神明 7 5	神明宮西46番地の2 神明宮西46番地の1	前	6. 1	1 4. 0	
号線	神明宮西46番地の2 神明宮西46番地の1	後	6. 9 ~7. 1	14.0	

宇治市告示第82号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年7月7日から14日間 平成29年7月7日

宇治市長 山本 正

|--|

宇治188号線	宇治壱番42番地の2 宇治壱番42番地	平成29年7月7日
神明75号線	神明宮西46番地の2 神明宮西46番地の1	平成29年7月7日

宇治市告示第83号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、広芝第十町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します

平成29年7月7日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

変更のあった	新	旧					
事項	材し	IF IF					
主たる事務所							
代表者の氏名							
代表者の住所							

変更年月日

平成29年4月23日



宇治市訓令甲第2号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとお り定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (宇治巾警備員規程の一部改正)

第1条 宇治市警備員規程(昭和40年宇治市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号オの表中

Γ

1	2	伝染病発生報告書	健康長寿部保健推進課
1	3	犬、猫等の死体処理申込	市民環境部ごみ減量推進
		書	課
1 -	4	行旅死亡人取扱記録	福祉こども部地域福祉課
1	5	行旅病人救護記録	福祉こども部生活支援課

を

г

1 2	犬、猫等の死体処理申込	市民環境部ごみ減量推進
	書	課
1 3	行旅死亡人取扱記録	福祉こども部地域福祉課
1 4	行旅病人救護記録	福祉こども部生活支援課

に改める。

(宇治市広報事務に関する規程の一部改正)

第2条 宇治市広報事務に関する規程(昭和42年宇治市訓令甲第 14号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項第1号中「福祉こども部の部こども福祉課子育て 企画係の項第5号」を「福祉こども部の部こども福祉課子育て企 画係の項第4号」に改める。

(宇治市事務決裁規程の一部改正)

第3条 宇治市事務決裁規程(昭和58年宇治市訓令甲第1号)の 一部を次のように改正する。

第10条第1項前段中「若しくは参事」を削り、同項後段中「 又は「参事」」を削る。

別表第2市民環境部農林茶業課に関する事項の項中第11号を 第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

[11] 農業委員会の委員の選任に関			
すること。			

別表第2市民環境部商工観光課に関する事項の項中

Γ		を「			に改め、	同項第1
	課長		課長	副課長		
		J			J	
5	号中「	を「		に改め、	同表福祉こ	ども部こ

とも福祉課に関する事項の項第1号中「児童育成計画」を「子ども・子育で支援事業計画」に改め、同項第17号中「児童家庭相談」を「こども家庭相談」に改め、同項第17号中「、子ども手当」を削り、同項中第23号を削り、第24号を第23号とし、同表福祉こども部保育支援課に関する事項の項中第15号を第16号とし、同項第14号中「その他子ども子育で支援新制度における保育」を「幼保連携型認定こども園」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「民間保育所運営費」を「民間保育所等の運営費及び施設型給付費」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第2号及び第3号を1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

	(2)	支給認定に関すること。				0		
--	-----	-------------	--	--	--	---	--	--

別表第2福祉こども部保育支援課に関する事項の項の次に次の 1項を加える。

福祉こども部保健推進課に関する事項

事項	副	部	副	課	副	
	市	長	部	長	課	
	長		長		長	
(1) 乳幼児の予防接種の施行計画		0				
を決定すること。						
(2) 乳幼児の予防接種を実施する						
こと(支出負担行為を含む。)				0		
0						
(3) 母子保健事業を実施すること						
(支出負担行為を含む。)。						
(4) 障害児等通園施設への入園の						
決定をすること(支出負担行為		0				
を含む。)。						
(5) 医療機関、医師会等との連絡						
調整に関すること。						
ア 特に重要なもの		0				
イ 重要なもの			0			
ウ 軽易なもの				0		
(6) 母子健康手帳の交付及び妊娠						
届に係る事務の処理に関するこ				0		
と。						
(7) 未熟児養育医療の給付等に係						

る申請を審査し、及び給付等を		0		
決定すること。				
(8) 前各号に定めるもののほか所				
管に属する軽易な事務の処理に		0	0	
関すること。				

別表第2健康長寿部健康生きがい課に関する事項の項中第34号を第40号とし、第29号から第33号までを6号ずつ繰り下げ、同項第28号中「こと」を「こと(介護予防ケアマネジメント事業に係る支出負担行為を含む。)」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第27号を第33号とし、第11号から第26号までを6号ずつ繰り下げ、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「及び医師会」を「、医師会等」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の7号を加える。

(10) 感染症に係る消毒に関すること。			0	
(11) 献血事業を実施すること。			0	
(12) 健やかセンターの管理及び運営に関すること。			0	
(3) 休日急病診療所の管理及び運 営に関すること。			0	
(4) 歯科サービスセンターに関すること。			0	
(15) 食育の推進に関すること。				
ア 特に重要なもの	0			
イ 重要なもの		0		
ウ 軽易なもの			0	
(16) 健康づくりの推進に関すること。				
ア 特に重要なもの	0			
イ 重要なもの		0		
ウ 軽易なもの			0	

別表第2健康長寿部保健推進課に関する事項の項を削り、同表 都市整備部開発指導課に関する事項の項中

Γ	を「	に、	Γ	を「	に改め
主幹			0 0	0	
	J	J	J		1

る。

(特定の職にある者の掌理する事務を定める規程)

第4条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程(平成17 年宇治市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

職	掌理事務					
	建設部、都市整備部及び建設総括室					
	に属する事務の調整に関すること。					
危機管理監	危機管理に関すること。					
秘書広報課主幹	公用車の運行及び管理に関すること					
	•					
危機管理課主幹	防災計画に関すること。					
参事	総務課に属する事務に関すること。					
担当部長	人権政策及び環境政策に関すること					
	۰					
参事	ごみ減量推進課に属する事務に関す					
	ること。					
	危機管理監 秘書広報課主幹 危機管理課主幹 参事 担当部長					

	文化自治振興課	平盛ふれあいセンターの管理及び運
	主幹	営に関すること。
	文化自治振興課	菟道ふれあいセンターの管理及び運
	主幹	営に関すること。
	文化自治振興課	(1) 市民相談に関すること。
	主幹	(2) 消費生活等に関すること。
	産業推進課主幹	企業誘致及び産業基盤整備基本計画
		に関すること。
	人権啓発課主幹	コミュニティワークうじ館の管理及
		び運営に関すること。
	人権啓発課主幹	コミュニティワークこはた館の管理
		及び運営に関すること。
	男女共同参画課	男女共同参画の推進及び男女共同参
	主幹	画支援センターに関すること。
福祉	こども福祉課主	(1) 地域子育て支援拠点事業に関す
こど	幹	ること。
も部		(2) 子育て支援の調整に関すること
		•
	こども福祉課主	(3) ファミリーサポートセンター事
	幹	業に関すること。
		(4) こども家庭相談に関すること。
	保健推進課主幹	発達支援に関すること。
健康	国民健康保険課	特定健診・特定保健指導事業に関す
長 寿	主幹	ること。
部		
建設系	8.括室主幹	(1) 国、京都府等の大型事業の連絡
		調整等に関すること。
		(2) 建設部及び都市整備部に属する
		主要事務事業の進行管理及び検査
建設約	&括室主幹	に関すること。
		(3) 職員の技術的指導及び関係業者
		の指導に関すること。
建設	施設建築課主幹	建築工事等に関すること。
部		
都市	都市計画課主幹	都市計画に関すること。
整備	建築指導課主幹	建築指導に関すること。
部		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(掲示済)



宇治市公告第34号

雨水貯留施設(伊勢田小学校)整備工事に係る条件付一般競争入札(総合評価競争入札(簡易型)) について

雨水貯留施設 (伊勢田小学校) 整備工事について、条件付一般競争入札 (総合評価競争入札 (簡易型)) を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。

平成29年6月23日

宇治市長 山本 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 雨水貯留施設(伊勢田小学校)整備工事

- (2) 工事場所 宇治市伊勢田町井尻地内
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

貯留量 V= 4,600 m³

 土工
 一式

 仮設工
 一式

プレキャスト式雨水貯留槽 一式

矩形型人孔工 N=2 基 1 号組立人孔工 N=3 基 3 号組立人孔工 N=2 基 ボックスカルバート敷設工 L=1 4 m

 ヒューム管敷設工
 L=22m

 舗装工
 一式

 付帯工
 一式

- (4)工 種 土木一式工事
- (5) 工事期間 契約日から平成30年8月31日まで 373日間
- (6) その他
- ① 本件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する地域 貢献を重視した総合評価競争入札の対象案件である。
- ② 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 共同企業体の要件
- ① 構成員の数は2者とする。その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者並びに(2)及び(4)の要件を満たす構成員であること。
- ② 自主結成された共同企業体であること。
- ③ 全ての構成員の出資比率が、30%以上であること。
- (2) 共通事項

共同企業体を結成した全ての構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 5 (2) ③に定める条件付一般競争入札(総合評価競争入札(簡易型)) 参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日か 6入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要 領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更 法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ⑤ 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の 暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の 許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- ⑦ 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- ⑧ 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

- b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- c) 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- ⑨ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (3) 共同企業体の代表者の要件
- ① 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23 第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け ており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における土木一式の総合評定値 (P)が1,200点以上であること。なお、当該総合評定値通知は、本件 確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- ② 京都府内に本店、支店又は営業所を有していること(支店及び営業所については、宇治市入札参加資格者名簿において年間委任を受けていること。)。
- ③ 構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。
- (4) 共同企業体の構成員の要件
- ① 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における土木一式の総合評定値(P)が870点以上であること。なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- ② 宇治市内に本店を有していること。
- ③「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新 規参入業者でないこと。
- (5) 共同企業体の協定方式

参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定でもよい。

(6) 認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日の後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

- 3 総合評価に関する事項
 - (1)総合評価の方法

本工事は、除算方式で行う。除算方式とは、標準点(100点)に評価項目ごとの得点の合計点である加算点(最高21点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって比較する方法をいう。

(2) 落札者の決定方法

宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領のとおりとする。なお、本件 は低入札価格調査制度を採用する。

- (3) 評価内容を担保するための措置
- ① 「簡易な施工計画提案書」に記載した技術提案(以下「技術提案」という。) の内容が請負者の責任において履行されない場合において、監督職員から文 書による改善指示が行われたときは、本工事に係る工事成績評定点を減点す る。
- ② 確認申請書、資格確認資料及び技術評価を行うために必要な資料(以下「技 術評価等に関する資料」という。)に虚偽の記載があることが分かった場合 又は①の場合において、再施工を原則とするが、再施工が困難である場合又 は再施工が合理的でない場合は、評価値が落札時と同一となるよう、当該部 分の加算点に相当する契約金額を減額するなど、違約金を請求する場合があ る。

違約金 (税抜き) = A − {(B+C2) / (B+C1) }×A

A: 当初の入札価格

B:標準点(100点)

C1:入札時の技術提案等に基づく加算点

C2:技術提案等が達成できなかった場合の加算点

- ③ 技術提案した内容を履行する意思が請負者に認められないなど、特に悪質 と認められる場合は、契約を解除し、「宇治市競争入札等参加資格の停止に 関する要領」に基づく指名停止の措置を採る場合がある。
- (4) 評価の基準
- ① 別表における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。
- ② 価格以外の要素を評価するので技術提案の評価項目については、おおむね各項目500字以内で、入札額の範囲内において提案できる内容を記載すること。
- ③ 評価に当たって、仮定や想定に基づく記述(例=必要に応じて○○する。○ ○の場合は○○する。)や過剰な対応(例=交通整理員の過剰な配置等)に ついては、評価の対象としない。
- (5) 評価結果の公表

落札者を決定したときは、入札参加者の入札金額、技術評価点及び評価値 を公表する。技術評価点等の審査に係る途中経過については、公表しない。 また、異議中立ても認めない。

- 4 入札参加資格の確認
 - (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書、資格確認資料及び技 術評価等に関する資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けな ければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加 資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ② 委任状の写し
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し(代表者、構成員共に提出すること。)
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(代表者、構成員共に 提出すること。)
- ⑤ 資本関係に関する事項等の申告書(業態調書)の写し(平成28年12月以降、宇治市総務部契約課へ未提出の場合又は提出した記載事項に変更があった場合のみ提出すること。)
- ⑥ 登記事項証明書の写し(平成28年12月以降、宇治市総務部契約課へ提出 した記載事項に変更があった場合のみ提出すること。)
- (3)技術評価等に関する資料
- ① 簡易な施工計画提案書(別記様式第1号)

項目ごとに具体的に、おおむね500字以内で記入すること (図表等を参 考資料として添付することは可とする。)。

審査について公平を期するため匿名で行うので、簡易な施工計画提案書を 記載する際には商号、名称、社員及びこれらに類する参加業者の特定につな がる文言を入れないようにすること。

② 企業の施工能力 (別記様式第2号)

ア 平成19年4月1日から確認申請書の提出日までの間の国又は地方公共 団体が発注した雨水地下貯留施設(管渠を除く。)の共同企業体の代表者 による元請施工実績の有無を記載すること (J V の場合、出資比率が 2 0 % 以上であること。)。

なお、実績を有する者は、確認資料として、契約書、CORINS工事 カルテ等の内容の分かる書類(写し可)を添付すること。

- イ 共同企業体の代表者及び構成員によるISOシリーズの認証又はKES 環境マネジメントシステムスタンダード(以下「KES」という。)の登録の有無を記載すること。ISOシリーズの認証を取得している場合は、ISO9001又はISO14001の認証取得を証する書類の写し(共同企業体の代表者及び構成員共に)を添付すること。KESの登録がある場合は、KESの登録を証する書類の写し(共同企業体の代表者及び構成員共に)を添付すること。
- ③ 配置予定監理技術者の技術力(別記様式第3号)
- ア 配置予定監理技術者については、当該工事を施工するに当たり必要な資 格を有すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定監理技術者が特定できない場合には、 複数の配置予定監理技術者の記載を認めるが、この場合、配置予定監理技 術者ごとに作成し、提出すること。ただし、技術評価点の配点は、技術評 価点が低い候補者の配点となるので、注意すること。

- イ 配置予定監理技術者について保有資格を記載し、確認資料として監理技 術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証を添付すること。有効 期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。
- ウ 配置予定監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、 参加確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係を証する書類の写し を添付すること。
- エ 手持工事の有無を記載すること。手持工事が有りの場合は、その内容を 記載すること。
- オ 平成24年4月1日から確認申請書の提出日までの間に共同企業体の代表者の企業に所属する技術者のうち、監理技術者又は主任技術者として従事した国又は地方公共団体が発注した雨水地下貯留施設(管渠を除く。)の元請施工実績の有無を記載すること。

なお、実績を有する者は、確認資料として、契約書、CORINS工事 カルテ等の内容の分かる書類(写し可)を添付すること。

カ 配置予定監理技術者の技術力 (別記様式第3号) において予定した技術者については、原則として変更することができない。ただし、当該技術者の退職、死亡、病休 (証明する書類が必要)等のやむを得ない理由がある場合は変更することができる、

なお、発注者が当該技術者と同等以上の技術者であると認める者でかけ ればならない。

- ④ 地域社会に対する貢献度(別記様式第4号)
- ア 申請日時点での共同企業体の代表者又は構成員による宇治市との防災協 定締結の有無を記載し、有りの場合は防災協定書の写しを添付すること。
- イ 申請日時点での共同企業体の代表者又は構成員による「宇治市消防団協 力事業所」の認定の有無を記載し、有りの場合は消防団協力事業所認定証 の写しを添付すること。
- ウ 共同企業体の代表者又は構成員による障害者の法定雇用者数以上の雇用 の有無を記載すること。
- 1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第 43条第7項の規定による障害者雇用状況の報告義務がある事業者に あっては、障害者雇用状況報告書[事業主控]の写しを添付すること。

- 2) 1)以外の事業者にあっては、申請日の直前4月1日時点で常時雇用している障害者のうち、障害者雇用率が2.0%を超えていることが確認できる人数分の雇用を証明できる書類(雇用保険被保険者証など)の写し及び障害の程度が分かる書類(身体障害者手帳など)の写しを添付すること。
- エ 申請日時点での共同企業体の代表者又は構成員による宇治市内における 地域に貢献するボランティア活動の実施の有無を記載し、有りの場合は当 該ボランティア活動の内容が分かる書類を添付すること。
- (4) 提出部数 1部
- (5) 欠格要件
- ① 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に記載しなければならない事項が漏れている場合
- ② 技術提案の記載内容が、発注者の求めている内容と異なる場合
- ③ 技術提案の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断できる場合
- ④ 技術提案の記載内容が、他の提出者の技術提案の記載内容と全部又は相当部分で同一であると判断できる場合(全部又は相当の部分を記載した全ての技術提案の提出者を対象とする。)
- ⑤ 標準型において、必須項目の内容が要求水準に達していないと認められる場合
- ⑥ 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料の記載内容が、法令 又は契約の条件に違反する場合
- ⑦ 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に虚偽の記載があった場合
- ⑧ その他、審査委員会が不適切と認める場合
- (6) その他
- ① 必要に応じて入札者及び配置予定監理技術者に対し、提出された資料の内容 について聴き取りを行うことがある。
- ② 提出された書類に不備又は不足があった場合、入札に参加する必要な資格が確認できれば入札に参加することは可とするが、総合評価の評価項目の各該 当項目の配点は0点とする。
- 5 入札参加資格の確認手続
 - (1)確認申請書及び関係書類の配布
 - 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」 という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から 午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手するこ と。
 - ② 配布期間

平成29年6月23日 午前9時から 平成29年7月11日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。 なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、

添付資料の全てを持参し、又は郵送 (③に示す受付期間内に必着させ、郵 便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。) すること。

- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

∓611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年6月23日 午前9時から

平成29年7月11日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果 を通知する。

- ① 審査結果は、平成29年7月28日に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知 書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等に返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 6 設計図書の配布
 - (1) 入手方法
 - ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
 - ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書 の受付期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部 契約課へ問合せの上、入手すること。
 - (2)配布期間

平成29年6月23日 午前9時から 平成29年8月9日 午後2時まで

- 7 設計図書類に関する質疑回答
 - (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先 へ持参し、又はファックスにより提出すること(郵送及び電子メールによる ものは受け付けない。)。

(2) 提出先

質疑宛先:宇治市総務部契約課 FAX番号:0774-20-8778

- (3) 質疑の受付期間
 - ・ 平成29年6月23日 午前9時から

平成29年7月3日 正午まで

・ 平成29年7月28日 午前9時から

平成29年8月1日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年7月6日及び平成29年8月4日の午後1時

以降に入札情報公開システムに掲載する。

- 8 入札期間及び開札の日時
- (1) 入札期間

平成29年8月8日午前9時から午後6時まで平成29年8月9日午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年8月10日 午前9時

- 9 入札書の提出方法
 - (1)電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
 - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ ならない。

10 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本 公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない 者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入 札運用基準による。
- 12 予定価格

本件の予定価格は、564,198,480円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

13 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。低入札価格調査制度を採用する。 なお、調査基準価格は、365,684,000円(消費税及び地方消費税相 当額を含まない。)である。

- 14 落札者の決定
 - 3 (2) に同じ。
- 15 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100分の3相当額の違約金を徴収する。

16 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づさ作成する。

17 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

- 18 支払条件
 - (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。 部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の 進捗状況により、変更する場合がある。

平成29年度 31% 平成30年度 69%

19 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、 宇治市上事請負契約約款、宇治市上事等競争人札心得、宇治市建設上事等電子人 札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制 度の運用に関する要領は、閲覧することができる。

20 その他

- (1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足すること が懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から20までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領の定めるところによる。

なお、1から20までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に 応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第35号

小倉1号系統(その3)排水路整備工事に係る条件付一般競争入札について 小倉1号系統(その3)排水路整備工事について、条件付一般競争入札を行いま すので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。

平成29年6月23日

宇治市長 山本 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工 事 名 小倉1号系統(その3)排水路整備工事
 - (2) 工事場所 宇治市小倉町南浦地内
 - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

マンホール設置工 N=4箇所

舗装工 A=1170.1 m²

 立坑工
 一式

 補助地盤改良工
 一式

 付帯工
 一式

- (4) 工 種 土木一式工事
- (5) 工事期間 契約日から平成30年3月16日まで 233日間
- (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制 限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」 という。) の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争 入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない こと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の 暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の 許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23 第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け ており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における土木一式の総合評定値 (P) が820点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、 有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録 された推進工事技士を配置し得ること(推進工事技士、監理技術者及び現場 代理人の兼務は可とする。)。
- ② 技術者として推進工法の施工実績(公共及び元請で平成19年度以降のものに限る。)を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。
- ③ 会社として推進工法の施工実績(公共及び元請で平成24年度以降のものに限る。)を有すること。
- (10)以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (11)以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得るこ